

平成17年第1回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成17年10月27日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時17分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊麿君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
26番	菅原清一郎君	27番	穴井芳明君
28番	斉藤昇君	29番	田宮正秋君
30番	中村稔君	副議長 31番	牧野勇司君
議長 32番	西尾寿之君		

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

市	長	田効子	進	君	助	務	部	取	役	長	相	山	愼	二	君
					総	務			扱						
					事										

助 役	瀧 上 敬 司 君	市 民 部 長	安 川 登 志 男 君
保 健 福 祉 部 長	杉 本 正 人 君	経 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君
建 設 水 道 部 長	遠 藤 恵 男 君	朝 日 総 合 支 所 長	城 守 正 廣 君
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 次 長	吉 田 博 行 君	財 政 課 長	三 好 信 之 君

市 立 土 別 総 合 病 院 事 務 局 長	藤 森 和 明 君
----------------------------	-----------

教 育 委 員 会 長	佐 々 木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
-------------	-------------	-------------	---------

教 育 委 員 会 長 教 育 部	佐 々 木 文 和 君
----------------------	-------------

農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者	丹 治 行 夫 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	石 川 通 広 君
----------------------------	-----------	------------------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長 監 査 務 局	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	------------------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 事 參 議 會 事 務 局 幹 議 會 事 務 局 主 幹 總 務 課 主 務 局 事 議 會 事 務 局 主 務 課	岡 田 成 治 君
議 會 事 務 局 長 總 務 課	藤 田 功 君		近 藤 康 弘 君
議 會 事 務 局 査 總 務 課 主	浅 利 知 充 君		岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は31名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。7番 早川龍男議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(西尾寿之君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

13番 坂本勝己議員。

13番(坂本勝己君)(登壇) 平成17年第1回定例会において、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市政方針の中で、スポーツ合宿の里づくりについて。

陸上競技中心に、長年にわたり培われてきた人脈を生かしながら、今後も合宿誘致に力を注ぐ。朝日三望台シャンツェを活用して一層推進し、地域の活性化に努めるとしております。

平成16年度の合宿の実績は、旧土別市においては1万2,000人、旧朝日町においては9,000人と、2万人を超える合宿者の受け入れがされております。合宿の里という共通の取り組みをしている両市町が合併したことにより、合宿の里づくりになお一層の取り組みをしなければならぬと考えるものであります。

朝日町の合宿の受け入れは、朝日村時代の第1回ジャンプ大会が開催された昭和36年から始まっており、昭和54年農業センター、55年山村研修センターと、2カ年をかけて宿泊施設を完成させ、本格的な合宿誘致を進めてきたところであります。その後、山村研修センターに2回の増改築を行い、スポーツ関係の方々のたゆみない努力があって、今日の合宿の里として全国から大勢の合宿者の受け入れとなっているところでございます。

また、平成6年に完成したサンライズホールが、その後のホール自主企画委員会の活発な活動によって、今では吹奏楽部、演劇など文化団体の合宿者も増えておりまして、スポーツサマー大会と重なる夏期の一時期、あるいはウインタースポーツ大会が集中する12月には、これら合宿施設では対応できないほどの申し込みがあり、老人保健センター、あるいはトレーニングセンターの一部を宿泊施設として利用したこともあり、宿泊者に不便をかけていたことなどから、予約を制限していることなど、これ以上の合宿者の受け入れに対しまして、施設が対応できないのが現状であります。

また、岩尾内湖の温泉観光ホテルが老朽化に伴い廃業して以来、町民から温泉施設建設の強い要望があることも事実であります。温泉ホテルの老朽化が進んでいた平成4年の住民意識調査、あるいは平成5年には朝日町の観光を考える懇談会の意見書、観光協会からの要望書等から、温泉施設を望む声が強くあり、更に平成11年朝日町観光園地整備構想策定委員会からは、入浴できる温泉施設の建設を、冬期間も町民も含めて利用できることなどから、初めて建設場所は市街地にとの答申がされたところであります。

市街地で営業していた民間旅館も高齢により廃業した後、ただ1軒の旅館もなく、合宿と重なるこうした時期には観光客、一般客の宿泊はできないことなどから、町民から温泉宿泊施設の強い要望がありましたが、単独の町として合併の今日までそうした要望にこたえられなかったのが現状であります。

このたび大きな士別市との合併によって、その実現も夢ではないと信ずるところであります。田苅子市長にはこの合併を平成の合併の見本となるようなまちづくりにするとおっしゃっていましたが、その評価は均衡ある発展と合併時の小さな自治体の合併後の姿にあると思います。合宿への活用、滞在型観光への対応、市民の憩いの場としての願いでもあります。住んでいてよかったと思えるまちづくりのため、地域の活性化のため、温泉施設ミニ翠月を朝日地区に実現していただきたいと考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

滞在型観光の拠点として、市民憩いの場、さらなる合宿の受け入れのためにも、ミニ翠月のな宿泊施設を朝日地区にも設置してはとのお尋ねでございました。

両市町では、これまでそれぞれ持つ地域の特性を生かしながら、合宿の里づくりや観光振興を図ってきたわけであります。朝日地区におきましては、昭和35年に現在の三望台にジャンプ台が建設されたのを契機にして、翌年からは近隣高校のジャンプ競技選手の合宿が行われるようになり、初期の時代には旅館や民間施設などを利用して行われておりましたが、岩尾内ダム建設工事の終了に伴って、不用となった北海道開発局職員宿舎を昭和46年に譲り受け、宿泊施設としてから合宿者の受け入れが拡大し、以後、宿泊施設の新築やジャンプ台、距離コースの整備など基盤づくりが進んで、全国の小中学校、高校、大学の学生、生徒を中心とする合宿が盛んになったわけであります。

昭和55年に建築した朝日山村研修センターは、増築もあり、収容人員164人の宿泊施設としてノルディック選手を主としたスポーツ合宿が行われ、近年は平成6年9月にオープンしたサンライズホールを利用する文化系団体の合宿も加わり、7、8月及び12月の時期は収容人員を超える予約申し込みが続いてきております。

このことは、合宿利用者の多くが学校関係者のため、休み期間を利用した合宿、遠征等の形態をとらざるを得ない実情から来るもので、今後利用が集中する期間については、市内宿泊

施設の相互利用の促進を図りながら、合宿の受け入れ拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、観光面では、岩尾内神社地区にあった岩尾内温泉観光ホテルが平成10年に廃業し7年になりますが、壮大な景観を求め、岩尾内湖、天塩岳を中心に、昨年の実績で申し上げれば、年間6万5,000人を超える大勢の人が訪れておるわけであります。恵まれた豊かな自然を生かした体験型観光の組み合わせなどによって、交流人口を更にふやすことのできる素地が残されていると考えております。

また、サンライズホール関係でも、これまでの事業の出演者、スタッフの多くの方が、公演が終わりますと、その後、旭川等に宿泊している状況にあると伺っております。これらの人たちが地元滞在することになれば、地域住民や市民との交流、情報の流れ、技術伝承など、地元が受ける利益は極めて大きいものがあると思います。

これまで申し上げましたことを総合しますと、朝日地区における宿泊施設の設置は、可能性として大変高いものがあると言えますが、合宿利用者が求めるサービスの質、料金と、観光客などが求めるものの違い、通年活用の問題など多くの課題がありますので、状況を見きわめていかなければならないと思っております。私いつも思うんでありますが、こうしたものをつくっていく場合に、多額の投資をいたすわけであります。物をつくったから、そこに人が集まるのではなくて、人が集まってくるからこそ、こういうものをつくらなければならぬ、そういう視点の中で、朝日のまちづくりに大きくこれは連動する極めて重要な政策になっていくと私は思いますので、今後十分皆さんと協議をさせていただきたい、そのように思っております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 1番 田村明光議員。

1番（田村明光君）（登壇） 平成17年第1回定例会において、通告に基づきまして一般質問を行います。

1つ目に、特別養護老人ホームの増築計画についてであります。

早いもので、9月1日に朝日町と士別市が合併して、もう2カ月になるうとしています。しかし、いまだに住所を書くときには上川郡から書こうとして、士別市に訂正をしたり、各新聞の市町村の予定欄などを見るときに、朝日町がなくなっている寂しさがこみ上げてきたり、朝日町役場の駐車場ががらんとあいていたり、庁舎の2階が全部空室になったり、頭の中では理解ができていても、実際に現実を目の当たりにすると一抹の不安と寂しさがよぎるのは私だけではないと思います。

数多い合併協議の中で、唯一合併効果と朝日町住民の多くが期待をしている1つとして、特養の増設計画があります。協議の中では、朝日の美土里ハイツに20人分を増築し、工期も前期に予定していますが、しかし、具体的には何も示されていないのが現状であります。この機会に市長の考えを伺いたいと思います。

士別市全体の増築計画はどう考えているのか。また、朝日の美土里ハイツの増築計画はどう

考えているのか。施設建設について、国はユニット型個室の方向と聞いていますが、どうなのか。例えばユニット型個室となった場合は、生活は快適になると思いますが、利用者負担はどう変わるのか。利用料の負担が高くなり過ぎて、低所得者の人たちは利用できないという問題と、空き室ができるということも考えられるのではないかと思います。この点についてどう考えているのか、伺いたいと思います。

しかし、現状では朝日だけでも待機者が30人ぐらいいると聞いています。土別全体で何人ぐらいいるのか、伺いたいと思います。

この特養建設については、今の段階ではまだまだいろいろな問題もあることとは思いますが、特に朝日住民にとっては、期待している事業の1つとして、そして待機者の解消、またこのことによるまちおこし、あるいは雇用の場の確保といったように、一日も早く実現できることを望んでいますので、市長の特段の配慮と考えを伺いたいと思います。

2点目でありますけれども、社会福祉法人などによる利用者負担の軽減についてであります。

この件につきましては、今定例会の初日に土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例で可決されたわけですが、まず最初に、今まで改正前にこの事業に取り組んでいる社会福祉法人、取り組まれていない社会福祉法人など、また対象者、負担など現状はどうだったのか、伺いたいと思います。

今回の条例改正では、今までのデイサービス、ショートステイ及びホームヘルプサービスに加え、特別養護老人ホームにおける施設サービス費にかかわる利用者負担額、特に特養においては、今年の10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外となったことにより、食費、居住費及び滞在費も対象となったこと、対象者要件が利用者負担、新3段階、新3段階というのは、市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方、いわゆる課税年金収入が80万から266万円未満の方でありますけれども、そのうち所得の低い層まで拡大されたこと、また軽減率が2分の1から4分の1に引き下げられたこと、第1段階は2分の1でありますけれども、このことによって対象者、負担など、どう変わるのか、伺いたいと思います。

また、法人などが利用者負担を軽減した場合、法人にも負担が生ずるわけですが、軽減制度を実施するよう、どう働きかけをしていくのか、これは法人が制度を実施していない場合に限られると思いますけれども、考えを伺いたいと思います。

また、先ほど申し上げました国が対象サービスとしているほかに、市独自で訪問入浴、あるいは通所リハビリなど対象サービスをふやす考えはないかどうか、伺いたいと思います。

以上2点の項目についてよろしくお願いたします。

これで私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田村議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から特養の増床計画に関する御答弁を申し上げ、その他の質問につきましては、保健福祉部長から答弁を申し上げることにいたします。

特別養護老人ホームの増床計画につきましては、北海道が平成15年に策定をした第2期介護保険事業計画において、上川北部圏域に新たな特別養護老人ホームの整備枠が生じたことから、当時士別市が希望した50床の整備枠を確保してきた経過がございます。このたびの合併による新市建設計画を策定する中で、その整備枠をもって、コスモス苑及び朝日美土里ハイツの増床を計画いたしましたところであります。

そこで、朝日美土里ハイツの増床計画につきましては、平成18年からの国の参酌標準についての考え方が、今年8月全国介護保険担当課長会議の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針で示され、施設整備枠の圏域の整備枠が撤廃され、本市が確保してきました50床の整備枠も消滅することとなり、新たに30床以上の特養等を整備する北海道の整備枠と市町村の整備枠が設けられたわけであります。

現在、策定を進めております本市の第3期介護保険事業計画で申し上げますと、平成26年度の要介護度2から5までの推定認定者数の37%に当たる211床が本市の整備枠となるわけであり、現在、本市の整備状況を申し上げますと、コスモス苑、朝日美土里ハイツの特養が80床、ボヌール士別老人保健施設が120床、2つのグループホームで36床、合計236床でサービスを提供しておりますので、本市の整備枠の数からいいますと、増床計画は厳しい状況にあるわけであります。

しかしながら、朝日美土里ハイツが当初50床で運営する計画で建設を推進し、30床の整備しか認められず現在に至っており、法人運営の効率化からしても増設を望むところであり、またお尋ねのありました特養待機者が9月30日現在で、コスモス苑で93人、美土里ハイツで25人となっておりますので、現在の整備枠では入所希望者に対応し切れない状況など、本市の地域実情等があるわけであります。

今後、こうした地域実情や合併協議の中で、朝日美土里ハイツ増床、増築が重点事業と位置づけられていることなど、道に要望しながら考慮いただくとともに、合併特例債の活用も視野に入れながら、新市建設計画の前期計画期間中において20床の増築をできるように努力をしてまいりたいと考えます。

次に、市全体での増床計画であります。第2期介護保険事業計画の中で、50床の整備枠を確保していたものの、制度改正や特養の設置基準がユニット型に変更になったことなどから、朝日美土里ハイツの20床増床を最優先し、その後の入所者の状況等を把握する中で、将来の増床について考えてまいりたいと存じます。

なお、20床の増築がされた折には、御意見にもありましたように、空き室が生じないように運営法人とも十分協議をし、入所者の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、国の施設整備基準についてのお尋ねであります。平成14年から国庫補助算定方式が改正され、全室個室のユニットケアを行う新型特養に補助金が交付されることになっておりますことから、今後の施設整備はユニット型で整備を進めることとなります。そうした場合、利用者負担第3段階の方で比較をしますと、1カ月当たり1割負担分は2万5,000円、食費負担

は2万円と変わりませんが、居住費の負担限度額がユニット個室では5万円となり、月額負担額が9万5,000円となるわけであります。現在のコスモス苑及び朝日美土里ハイツは多床室で区分されており、居住費の負担限度額が1万円で、月額負担は5,000円となっておりますので、ユニット型個室は4万円の負担増加となっております。

また、美土里ハイツがユニット型個室で増床した場合の低所得者の方々に対する負担軽減対策につきましては、法人とも十分協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思っておりましたが、ちょっと私の答弁の中で、失礼いたしました。現在のコスモス苑及び朝日美土里ハイツは多床室で区分されており、居住費の負担限度額が1万円で、月額負担額は5万5,000円となっておりますので、ユニット型個室は4万円の負担増加となっております。

以上で訂正をさせていただきます。ありがとうございました。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から社会福祉法人等による利用者負担の軽減についてお答えをいたします。

軽減につきましては、土別市社会福祉協議会と市直営のコスモス苑及び桜丘荘が実施いたしておりますが、朝日福祉会では取り組みをいたしておりません。これまで在宅介護を支援する目的から、社会福祉法人等が行うホームヘルプサービス、デイサービス及びショートステイについて、市民税非課税世帯で収入が老齢福祉年金の額以下の方を対象として軽減を実施してまいりました。その対象者は、平成16年度で22人でしたが、該当サービスを利用した方はございませんでした。

このたびの条例改正で、特別養護老人ホーム入所者の施設サービスの負担を軽減する措置を加えたことにより、対象者は施設入所者120人の増加となりますが、それらの方々も現在利用されている施設が多床室ということもあり、実際の軽減該当者は15人程度と推計されますので、市の負担額は33万円程度と見込んでおります。

軽減率につきましては、利用者負担第1段階の老齢福祉年金受給者は2分の1に軽減、利用者負担第2段階の方は高額介護サービス費負担上限額が1万円引き下げられ、負担軽減を行っておりますことから、4分の1の軽減、第3段階の方は2分の1の軽減を実施することと、軽減の対象にならない第2段階の方々より負担が少なくなり、不均衡が生じることから、4分の1の軽減割合となったところでございます。

また、事業者への軽減制度導入の働きかけにつきましては、軽減該当者の軽減額の2分の1、例えて申し上げますと、利用者負担第1段階の場合、多床室利用で1カ月9,800円、第2段階で同じく2,700円、第3段階で同じく7,400円の事業所負担となり、事業所の運営にも影響を与えることから、事業所の意向を尊重しながら、軽減の該当となる入所者の要介護状態による入所の必要性、家族の状況及び収入の状況などを踏まえて御理解いただき、軽減措置を講じていただくよう働きかけてまいります。

次に、国が対象サービスとしているほかに、市独自で訪問入浴、通所リハビリなど対象サービスをふやす必要があるのではとのお尋ねであります。現在取り組んでおります市独自の利用料軽減対策は、合併前の軽減対策をそれぞれ継続して行っているもので、生活困難者や法施行時の利用者に対する経過措置としてのホームヘルプサービス、社会福祉法人等の行うデイサービス及びショートステイなどを実施いたしておりますが、これら利用料軽減対策につきましては、合併協議の中で平成18年4月から始まる第3期介護保険事業計画で国の軽減対策を見きわめながら、新市の軽減対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 9番 川崎 毅議員。

9番（川崎 毅君）（登壇） 議長より発言の許可を得ましたので、さきの通告どおり2点について市長の考え方をお伺いいたします。

まず1点目は、今月の14日、第1回定例会において議決され、新しく認定されました市道路線朝日上土別南1号線、路線番号3092番であります。

朝日町側の道々滝の上線との交点ですが、土別側からの進入者は余り問題はないと思われませんが、朝日側からの車の左折進入がほぼ直角なために、急な減速をします。そのことにより、後続車との追突と対向車とも接触する危険性が考えられます。

私はこの取り付け道路ができて、土別市内、また国道40号線などを行くときはいつも利用しています。また、朝日町に住んでいる市民の方々をはじめ、多くの市内外の人たちが最近は特に利用していると思います。

そこで、私は思うのですが、朝日側から進入路を別に1本つくられてはどうでしょうか。この道路の距離は短いので、余り財政負担はかからずにできるのではないのでしょうか。一方、現在の道路、1区会館裏の曲がりカーブより道々滝の上線との交点までを出口一方通行とし、また朝日町側からの進入路も会館裏のカーブまで進入一方通行とするよう考えてはどうでしょうか。現場を一度見て検討されることをぜひ望みます。

朝日上土別南1号線も、一部未整備区間もありますが、今後整備されるものと思います。今回の旧土別市・朝日町の合併により、土別市内への車の往来が今後ますます多くなると思いますので、交通安全上の観点からも、この路線が一日も早く完成されることを朝日地区住民も待ち望んでいると思います。現時点での市長の考え方を伺います。

2点目ですが、岩尾内湖神社山に多目的な研修宿泊施設を考えてはいかがでしょうか。

さきの定例会で、市長の市政執行方針で述べたように、確かに近年滞在・体験型観光に変わってきています。土別市内には羊と雲の丘や、川西の丘などあり、また各宿泊施設も完備されていると思います。一方、岩尾内湖には、現在市が管理する白樺キャンプ場管理棟があり、民間の人が春から秋にかけて委託業務で管理をされています。最近夏場のキャンプの人たちを除いては、素通りの観光地が現状ではないのでしょうか。やはり観光地には拠点となる施設がな

ければ発展が難しいと思われます。

市長も御存じのとおり、岩尾内湖は自然で緑豊かな人造湖であり、周囲には自然林がいっぱいあり、特にキャンプ場には白樺林が自生し、すばらしい環境にあります。自然を余り壊さず、逆に利用していくことも大切なことです。また、学校教育の一環として、林間学校や野外授業などの受け皿拠点施設として生かしていけるのではないのでしょうか。今、社会問題となっている子供たちの心のケアなどを含めて、ぜひお考えください。

幸いなことに、元温泉ホテルが使用していた冷泉ですが、神社山に来ていていると思います。市長の言われる滞在・体験型観光を道北各地の広域観光にのせて、新士別市を観光と教育施設との最大拠点地として、自然を生かした新しい士別市の観光地となることを願うものです。

以上2点申し上げましたが、市長の前向きな御答弁を期待し、私の質問とします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 川崎議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から岩尾内湖神社山研修宿泊施設建設に関する答弁を申し上げ、市道朝日上士別南1号線交差点につきましては、建設水道部長から御答弁を申し上げます。

岩尾内湖神社山研修宿泊施設の建設については、岩尾内周辺の整備、以前からさまざまな御意見がありました。平成5年には朝日町の観光を考える懇談会からの意見書の提出、平成11年には旧朝日町が諮問機関として設置をした朝日町観光園地整備構想策定委員会からの答申を受け、それら意見書答申の内容を十分検討しながら、岩尾内湖周辺の整備が図られてきたところであります。

朝日町の観光を考える懇談会からの意見書の神社山に関する内容は、観光とは経済情勢の変化やユーザーの意識の変化に大きく左右されるものであり、神社山の開発を考えたときに、民間であれ、町であれ、大資本を投じての開発は非常に難しいもの。また、開発はじっくりと考え、20年後、50年後を見据えた計画が必要であるとの御提言があり、この意見も尊重しながら、岩尾内観光施設の整備が進められてきたところであります。

その後、平成10年4月に内部機関であります。岩尾内湖観光施設整備構想の基本計画策定委員会を立ち上げ、整備構想の基本構想を策定し、朝日町観光園地整備構想策定委員会に諮問を行い、全7回に及ぶ精力的な審議をいただき、平成11年2月に朝日町観光園地整備構想の答申を得たところであります。その答申における神社山の整備につきましては、キャンプ場利用者を重点とした整備を進め、利用者の要望に沿った最小限の整備との位置づけでありまして、神社山の整備はこの答申に沿った形で現在進められているところであります。

したがいまして、この地における大規模な開発や、お尋ねの自然を利用した林間学校野外授業などの受け皿となる拠点施設、研修宿泊施設の建設をする考えは極めて難しいことでもあり、今そのような考えは持っておりませんが、建設場所は別といたしましても、先ほど坂本議員の答弁でも申し上げましたとおり、さまざまな課題がありますが、関係者等と十分協議をしながら

ら、観光の拠点となるような施設の整備についてもあわせて検討をしていかなければならないものと、そのように認識をいたしております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から市道朝日上土別南1号線交差点についての御質問にお答えをいたします。

本路線は生活道路として、また道々士別滝の上線のバイパス的道路として、地域住民や町外から訪れる方々にとっても重要な役割を担っている道路となっていましたが、幅員が狭く、簡易舗装しかされていなかったため、平成5年度から国庫補助事業により、2車線道路として道路改良と舗装工事を実施したところでございます。

この工事実施に当たりまして、ただいまお話のありました交差点につきましては、交通量の多い主要道々士別滝の上線と交わる箇所、交差角度が小さい斜めの交差点であるため見通しが悪く、直進車両と進入車両との出会い頭の事故などの危険度が非常に高いため、公安委員会と道路管理者であります土木現業所との道路取りつけ協議時点において、国で定めている道路構造令及び道路の平面交差指針に従って、直角またはそれに近い角度の交差点として、事故発生の危険度を軽減すべきとの指導があったため、現在の形状となったところでございます。

そこで、ただいまお話のありました道路を別に1本新設して、進入専用と出口専用とし、それぞれを一方通行とする方法を検討してはとの御提言についてであります。公安委員会と土木現業所との過去の協議の経過と、国で定めている構造基準などからしましても、交差点が近接し、複雑となるような線形変更は非常に難しいものと推察しております。

しかしながら、現在の交差点は朝日町市街方面から来ますと、交差点付近にさまざまな看板や標柱、旗が煩雑に立地していることと、肝心の交差点を示す標識が道々側にないため、進入箇所の予測が難しく、急に減速をして曲がる車両が時折見受けられるなど、事故の発生が懸念されておりますことから、今後土木現業所と協議をいたしまして、交差点の位置が容易に認識でき、交差点進入車両による誘発事故が起きづらい方策について協議をしていきたいと考えております。

次に、未整備区間の早期完成に関する要望についてであります。さきの山居忠彰議員へお答えをしておりますとおり、本路線の重要性を十分認識しておりますので、早期着工、早期完成に向け努力を続けてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 29番 田宮正秋議員。

29番（田宮正秋君）（登壇） 平成17年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、公共工事についてお伺いいたします。

公共工事に関連する本市の中小企業は非常に厳しい現況であります。市長は市政執行方針

の中小企業の振興について、今日の経済環境は全国的には回復傾向にあるとはいえ、特に北海道においては消費購買力の低下や雇用不安など、依然として景気低迷が続いており、こうした中で、地元中小企業が今日の厳しい環境変化に対応し、経営の安定化を図るためには、まずは企業みずからが経営体質の強化を図ることが基本であるとし、行政としても制度資金の融資あつせん、更に経営相談や指導の充実を図り、情報提供にも迅速に対応し、また中小企業の支援策である振興条例などの見直しを図りながら、育成支援に努めてまいると述べました。

1997年の北海道拓殖銀行の破綻による木材業界の破綻、公共事業の削減による建設業及び関連業界の破綻が続き、本市でもここ数年で多くの企業が破綻しており、非常に厳しい現況であり、その影響は地元商店街にも及んでおり、企業の経営体質は非常に弱体化しておりますが、まずこの点について市長の御所見をお伺いいたします。

また、北海道では今年度より3カ年で20%の公共事業の削減が計画されておりますので、新年度も厳しい状況が予測されますので、本市としては限られた予算の中で効率的に工事を発注すべきであります。新年度における公共事業の計画と額をお伺いいたします。

また、平成6年3月より実施しているゼロ市債による工事発注は、中小業者から喜ばれている制度であります。今までの発注状況をお伺いするとともに、工事量の減少から厳しい経営が続いている中小企業のためにも、工事件数を増やすべきであります。伺います。

また、新年度発注工事も早期発注すべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、資金繰り円滑化借換保証制度についてお伺いいたします。

国のこの制度は、長引く不況のあおりを受けて資金繰りに悩む中小企業を力強く支えて、企業再生や経済活性化への足がかりとしての役割を果たしている制度であります。全国にある信用保証協会を利用し、金融機関から融資を受けている中小企業が融資の借りかえを行い、返済期間を最高10年まで延長したり、複数の借り入れを一本化し、月々の返済負担を軽減する仕組みと理解しておりますが、この制度の内容をお伺いいたします。

この借換保証制度は、平成15年2月のスタート開始時点で保証承諾は1万3,006件だったが、同年5月には10万件を突破し、7月に20万件、11月には30万件の万台に乗り、本年17年6月末現在の利用者は66万件を突破し、多くの中小企業者に喜ばれております。もしもこうした支援策がなかったならば、中小企業の倒産はもっと深刻になり、全国の事業者数の99%以上を占める中小企業が打撃を受ければ、日本経済の土台が揺らぐことになり、この借換保証制度については商工会議所など中小企業関係団体からも高い評価の声が寄せられております。

そこで、本市における借換保証制度の利用状況をお伺いいたします。

制度では、添付資料として市長の認定証が必要となっておりますので、認定した件数をお伺いするとともに、認定したすべての企業が借りかえすることができたのか、また、金融機関の対応はどうなっているのか、お伺いいたします。

本市の基幹産業は農業ですが、公共事業関連企業が本市の経済を支えていたのも事実であります。その公共事業の減少による企業破綻で経済的影響はすべての業種に及んでおり、

非常に厳しい現況であります。まだ続くであろう不況の中で頑張っている中小企業の支援策として借換保証制度を再度周知徹底すべきであります。御所見をお伺いいたします。

次に、オストメイト対応トイレの設置についてお伺いいたします。

耳なれない言葉だと思いますが、オストメイトとは治療などにより人工肛門などをつくらざるを得なかった人を言います。その抱える悩みは、肉体的、精神的にさまざまで、多岐にわたっておりますが、中でも最も深刻な悩みは外出先での排泄物の処理だと言われております。しかしながら、外出先の対応トイレが不十分なため、社会生活を送る上で制約を受けることが多く、大変な御苦勞をされていると言われております。外見からは判断しにくいので、一般に理解されにくいこともあり、オストメイト対応のトイレについての福祉施策はおこなっているのが現状であります。

そこでお伺いいたしますが、本市における障害者トイレの設置状況と利用状況をお伺いいたします。また、オストメイトの方は道北地域においてどのぐらいいらっしゃるのか。更に、本市を含め道北地域のオストメイト対応トイレの設置状況をお伺いするとともに、おこなっているトイレ設置を早期に実現すべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、有料広告の導入についてお伺いいたします。

国の構造改革が進められた結果、地方自治体の予想を大きく上回る地方交付税及び国庫補助負担金が削減され、歳入の確保は厳しい状況となっております。新たな税財源として地方の自主課税も模索されておりますが、東京都や大阪府の外形標準課税のように暗礁に乗り上げてしまった例を見ると、その困難さを知る思いがいたします。道レベルでは、それでも環境税などの可能性があります。市町村レベルではなかなか難しいものがございます。

他の自治体では、役所の封筒、ポスター、パンフレットなどを利用し、民間から広告を募集し、広告料として歳入の一部の確保を図っている事例もありますので、新たな税財源確保として市の広報などに有料広告の掲載について検討すべきであります。市長の御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から公共工事に関する御答弁を申し上げ、資金繰りの円滑化、借換保証制度等につきましては本庁担当助役、その他含めて3案件につきましては、各担当部長から御答弁を申し上げます。

公共工事の減少に伴い、中小企業の厳しい経営環境を危惧されるさまざまな御質問がございました。お話のように、北海道拓殖銀行の破綻以来、北海道経済が本当に今閉塞感に包まれておりまして、この情勢が一向に改善されないことはまことに残念な今日を迎えております。

一部の業種では回復基調にあるとはいうものの、過日、日本銀行の経済報告による景気の基調は、北海道以外の地域ではすべてで回復の基調がはっきりとしてきていると判断されたのに対して、北海道は横ばい圏内の推移で据え置かれたと報告されておりますが、とりわけ道北地

域においては長引く景気の低迷などを背景に、特に建設業界におきましては公共事業の減少、住宅建設の低迷などから、売上げが減少を強める中で、請負価格の低下、材料価格の上昇により、収益分におきましても引き続き大変厳しい状況に置かれており、かつてないほどの困難に直面をしているところであります。

こうした厳しい今日的な状況下にあつて、本市におきましても、ここ数年において大変残念なことでありますが、今日まで本市経済の屋台骨として、市民の暮らしや雇用の場として大きな役割を担ってきた中小企業の方々が、今日的な状況からやむを得ず倒産あるいは廃業に至ったことは、まことに残念なことであります。

この要因としては、同業者間の競争激化や資金繰り、更には原油価格の高騰による収益の悪化など、中小企業者の並々ならぬ日ごろの努力が報われないで、大変憂慮すべき事態になっているものと考えております。

次に、新年度の公共事業の計画についてであります。まだ18年度予算要求を取りまとめていない状況にありますので、金額的には申し上げられませんが、土別、朝日ともに社会資本の整備はおおむね終了してきており、今後は道路改修、上下水道布設替え工事など継続事業や老朽化した施設の改修事業が中心となりますことから、年度間のばらつきはあるものの、市の公共事業が大幅に伸びるといった状況下にはないわけであります。

ただ、明年度は土別中学校屋内体育館の改築、あるいは北部団地建設事業、統合簡易水道事業など計画的に行ってきた事業を継続する予定であるほか、本年度中に糸魚小学校の実施設計が完了し、明年度の事業着手を予定しておりますことから、公共工事の発注としては本年度を上回るものと考えてはおります。

次に、平成6年度より実施をしているゼロ市債工事についていろいろお話がございました。このゼロ市債工事につきましては、土別市において景気対策として取り組んできたところであり、新年度に行う単独事業の中から、債務負担行為の議決を得て3月に発注し契約しているもので、平成6年度から17年度までにAランク4社、Bランク13社、Cランク10社、Dランク7社、延べ34社に総額で3億4,100万円程度の工事を発注してきたところであります。

受注者側からいたしますと、本格的な工事は雪解け後となりますが、早期に資材や労務者が手配できる点でも利点があるものと判断をいたしておりますし、また、この地域の中小建設業者にとりましては、いまだに厳しい経済情勢にありますことから、今後におきましては、朝日地区での工事も含めて、年に5～6本程度の道路改良工事、排水整備工事を実施してまいりたいと考えているところであります。

以上私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私から広報紙等への有料広告の掲載の関係について御答弁申し上げます。

近年、行財政改革の一環として経費の負担軽減を図るため、特に広報紙に有料広告を掲載す

る自治体が増えてまいっております。昨年の調査では、全国自治体の約5.7%、道内では本年度実施に踏み切った道南の七飯町を加え、9市10町が実施しており、近郊で申し上げますと旭川市、美瑛町、東川町、上富良野町が実施をいたしているところでございます。先駆的に昭和29年から広報紙に広告を掲載している旭川市では、毎年1,200万円程度の広告収入があり、広報紙作成経費の12.7%が広告収入で賄われているというふうにお聞きをいたしております。特に、広報紙は市内全土に行き渡るものでございますので、広告掲載は企業にとっても効果が期待できるとともに、行政においても財源の確保の面でメリットもありますけれども、反面多くのデメリットが内在している現状にもあるようでございます。

まず第1に、自治体の規模でございます。旭川市のように規模の大きな都市でありますと、企業などから多くの申し込みがあると思われましても、昨年度から実施しております美瑛町、東川町、上富良野町などでは、初年度で年間6件から10件、今年度に入ってはほとんどの自治体が昨年の実績を下回るものと想定されておまして、収入面でも年間3万円から5万円というような状況となっているように、都市部とは大きな格差があるようでございます。

第2に、広告に対する責任の所在の問題でございます。広報紙は行政として発行するものでありますので、その中の広告の内容については、一種の責任の義務が発生してくることも考えられます。旭川市におきましても、広報紙に掲載する広告の内容については、一定の基準を設けているようでありますけれども、例えば薬局の健康食品などの広告の場合の効能に関する保証問題、あるいは商店、スーパーなどの旭川で一番安いなどといった表現の問題などがしばしばトラブルの要因になっているようでございます。

更に、旭川市の場合は広報の編集を初め、発行業務を民間の広告代理店に委託しており、毎年安定した広告収入が得られておりますが、規模の小さな自治体では職員が企業などに直接広告の掲載を依頼することになり、その事務量も相当になっているようであります。更に、現在の市内経済情勢から考慮いたしましても、広告収入を得ることについては極めて厳しい状況にありまして、地元新聞社におきましても、広告を出してもらうことには大変苦勞なさっているというのが現状のようでございます。

本市といたしましても、自治体の規模やこうした多くの課題があることなどから、広報紙等への有料広告は極めて困難な課題であると考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

私の答弁の中で、旭川市においては昭和39年から広報紙に広告を掲載していると申し上げるところを、昭和29年と申し上げましたので、訂正させていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私からオストメイト対応トイレについてお答えを申し上げます。

田宮議員お話のとおり、オストメイトとは人工肛門、人工膀胱 これをストマーと言いますが これを腹部に造設された身体障害者のことであります。オストメイトは排泄にか

かわることを他人に知られたくないとの思いが強く、社会的偏見もあって隠したがる傾向にあり、目立たない存在であります。しかしながら、オストメイトにとりましては、生まれながらの直腸、肛門、あるいは膀胱、尿道を手術によって切除され、新たに造設されたストマーから排泄することになる身体機能の変化は大変ショックなことであり、精神的なダメージが大きく、したがって事態の変化を認識し立ち直るのは容易でないとされておりまして。

このオストメイトが社会復帰するには、精神的に自立する努力のもとに、ストマーのセルフケアが確立するとともに、家族など回りの理解と協力を得て、ストマーを受容し、健常者とも若干異なるストマー生活を新たに構築しなければなりません。

そこで、本市における身障者用トイレの設置状況についてであります。土別市役所を初め市民文化センター、朝日総合支所、朝日町サンライズホールなど19施設に設置されており、利用状況につきましては把握しておりませんが、車いすの利用者にとっては必要不可欠でありますので、有効に利用されているものと考えております。

次に、オストメイトの方は道北地域にどのくらいおられるかとのことではありますが、町村の実際は調査しておりませんが、市で申し上げますと、稚内市で約100人、旭川市で約500人、名寄市で約40人、富良野市で約40人、土別市では46人となっております。

なお、オストメイトの方には、日常生活補装具として蓄便袋、蓄尿袋の補助を行っているところであります。

また、道北地方におけるオストメイト対応トイレの設置状況であります。現在のところ旭川市役所と旭川市障害者福祉センターの2カ所に設置されております。

そこで、オストメイト対応トイレの設置であります。現在の身障者用トイレにオストメイトの方の汚物処理や装具などの洗浄のための設備を装置することで対応が図られるものと思っております。本市は今日まで人にやさしい福祉のまちづくりとして、土別市福祉のまちづくり条例に基づき、障害者へのバリアフリー化を計画的に進めておりますが、今後におきましては、ユニバーサルデザインの考え方を導入しまして、現在の身障者トイレを多目的トイレとして、オストメイト対応に加えて、ベビーシートの設置や子供を連れた親、更には妊婦の方から健常者まで、だれでもが利用できるトイレの設置を福祉のまちづくり推進事業の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げます。答弁いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から資金繰り円滑化借換保証制度についてお答えいたします。

国は不良債権処理の加速化に伴い、中小企業者の資金繰りが非常に厳しい状況となっており、既往借入金の返済が大きな負担となっていることから、この返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するため、現在実施している返済条件を大幅に緩和した資金繰り円滑化借換保証制度が平成15年2月に創設されたところであります。

まず、本制度の内容についてであります。これは既往借入金のうち、保証協会つきの資金に限って、返済期間の延長による月々の返済額の軽減及び新規貸付もできるもので、加えて保証料においても通常の一般保証より低い保証率で資金の融資が受けられる内容となっております。

また、本制度の借りかえの手続については、中小企業信用保険法に基づく取引先企業などの倒産や売り上げなどの減少、指定金融機関の経営合理化、更には取引金融機関の破綻など、いずれかの要件に該当した場合は、市長がこれを認定することにより、初めて借りかえの手続が開始されることとなっております。

この利用状況についてであります。平成15年2月から本年9月までの北海道信用保証協会の全道では1万7,171件で、2,162億4,500万円、旭川支所管内では2,145件で261億9,900万円の利用実績となっております。

そこで、本市の認定件数と借りかえの状況であります。特にこれまで認定件数が多いものは、業況の悪化している業種に属し、売上高が減少している要件に該当し認定した件数は、平成15年度45件、16年度17件、17年度9月末現在で2件で、計64件であります。

次に、認定の多い金融機関の経営合理化により借り入れが減少している要件に該当し認定した件数は、平成15年度14件、16年度8件、17年度9月末現在では2件で、計24件であり、合計で88件の認定をいたしているところであります。このうち企業の都合により取り下げをいたしました1件と、更には現在手続中の1件を除く86件の借りかえが行われておりまして、これまでに10億530万円の融資が実行されたところでございます。

また、金融機関の対応といたしましては、借りかえに必要な書類として、直近の決算書及び資産表などの経営内容が明らかになる書類、保証協会以外の既往借入金と合わせた返済計画書、更には借り入れによる効果や今後売り上げ増加など収益性の向上を図るため、計画的に取り組む事項などを明確化した事業計画書によって、返済が困難になった要因の分析と適正な返済期間の指導などを行い、月々の返済負担の軽減効果など総合的に審査をいたし、融資が実行されているところであります。

お話のように長引く景気の低迷などにより、本市の中小企業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっており、本制度は返済期間の延長による月々の返済額の軽減など、地元中小企業の経営安定化に欠くことのできない有効な制度でありますし、また、本制度により一度借りかえを行った場合でも、再度借りかえが可能でありますことから、この制度を必要とする中小企業者の方々に対し、広報しべつや「企業と労政」、更には「商工しべつ」などを活用し、引き続き本制度の内容の周知をいたし、迅速な対応ができますよう、金融機関、商工会議所との連携を密にし、本市中小企業の方々の円滑な資金調達ができますよう、鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます。御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 3番 神田壽昭議員。

3番（神田壽昭君）（登壇） 平成17年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、本年3月に閣議決定されました新しい食料・農業・農村基本計画と新士別市の対応策についてであります。

この計画は、今後10年間の農業政策の基本方向を明らかにし、食糧自給率の目標や総合的かつ計画的に講ずべき施策を策定するとしております。今、地域においては、高齢化が進む中で、新規就農者はJA北ひびきで年間5名から6名程度、荒廃する農地、農業や集落の維持が難しくなる中で、本当に食糧自給率を上げたり、安全・安心な食べ物が供給できる体制ができるのだろうか。あるいはWTO農業交渉の行方はどうなるのか、全くの瀬戸際状況に今農業は置かれております。

自民党が圧勝で終わった衆議院選挙後の9月28日、武部自民党幹事長の代表質問に対し、小泉総理は、今後の農政展開に当たっては、やる気と能力のある農業経営者への支援の集中化、重点化する方針を改めて表明いたしました。すなわち、新しい基本計画はみずから考える農業者や、工夫する農村地帯を応援する農政を描き出したのであります。

日本の農業の担い手の成長を支援し、新しい担い手の誕生も願っていて、特に力を入れているのが土地利用型農業であります。中でも水田農業の再生であり、水田農業の担い手不足は深刻な事態を迎えております。

ここで、特に注目したいのが担い手政策であります。これまで経営安定関連対策は米、麦、大豆など個別品目ごとに生産量に応じて助成をしてきましたが、2007年からはつくればだれでもがもらえた助成金は、国が認めた担い手でなければ対象にならない方向に転換しようとしております。したがって、新しい助成対象となる担い手の要件が今地域で大きな議論がなされております。

見えてきた担い手の要件は、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農とされ、経営規模要件も設定されているようですし、更に生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準を確保できる生産性の高い営農を行う経営体を想定しておりますが、認定農業者の認定は性別、専業、兼業、経営規模、所得の大小にかかわらず、市町村にゆだねられておりますが、士別市における認定農業者の要件について、10月6日、普及センター、市役所、農協がこのことで会合を開かれたようではありますが、こういった役割分担で話し合いが進められたのでしょうか。

また、JA北ひびきでの販売農家1,152戸のうち約1,000戸、65%程度が認定農業者になれるようだと聞いておりますが、士別市における認定農業者の要件をどのように考えておられるのでしょうか。考え方を示していただきたいと思えます。

次に、農地の利用集積についてであります。

JA北ひびきにおける農地の集積は、担い手を中心として容易ではなく、仮に認定農業者になれなかった約35%の農業者は、集落営農という形で認定農業者への道が開かれるようですが、それも決して容易ではありません。いずれ近いうちに所得の確保ができない農業から撤退する時期が来る。農地流動化対策は担い手対策とともに大きな課題となるものであります。

今、土別市において、農地の移動とか賃貸は農地利用改善事業で取り組まれておりますが、地域の自主的な活動を側面から支援するだけで、停滞する農地移動の中では役割がなくなってきたと思うのであります。

そこで、私は平成14年第4回定例会で質問いたしました。少ない農業者で全面積を耕作するには、生産法人や何らかの組織化が必要とし、市や農協が農業振興公社や農地保有合理化法人の設立で農地利用全体の調整、推進役としての機能をつくるべきと提案をしてきました。加えて、今日の担い手の確保は地域全体の話し合いの中で積極的にバックアップしなければ地域が崩壊につながることから、以前にも増して必要と思われませんが、幅広い論議を重ねる必要と今後の検討課題としたいとの答弁でありましたが、その後の考え方を示していただきたいと思っております。

次に、新土別市農業・農村活性化計画の設定であります。

現活性化計画の土別市農業・農村の現状と目指す姿に向けてについての基本的な考え方として、1つ、土づくりを基本に食料の安定供給を目指す、2つ、地場産品の消費拡大に向けて地産地消を推進、3つ、人づくりでは青年、女性を中心にすぐれた担い手の育成、4つ、村づくりでは体験農園、ファームインを通じて新たな可能性を追求していくとしております。

私はこのことは引き続き継続しながら、新しい活性化計画の充実に当たっては、国の農政のやる気やすぐれた農業者に集中する方向の中で、高度に発達した市場経済に深く組み込まれている現状で、ただ原料生産だけではなく、特に加工、流通、外食といった分野にまで進出し、絶えず違いをつくり出そうとする積極的な姿勢を活性化計画の中に組み込むことが重要と考えておるのであります。消費者のニーズにこたえる戦略と同時に、農業に若い血液を迎え入れることにもなるからであります。

また、今回合併した朝日町の農業は、米、乳用牛を中心に年間約10億円の生産額と、それを支える同居する農業後継者の割合が旧土別市では25%程度に対し、旧朝日町は35%と高い水準にあります。これらをどのように生かしていくのか、新しい活性化計画はいつどういった点を変えようとし、設定の時期はいつごろになるのか、考え方を示していただきたいと思っております。

次の質問は、上川の米、107の作況指数についてお伺いしたいと思います。

今年の米の作況指数は全国102となったことから、需要量を上回る過剰米が45万トンとなる見通しが示されました。北海道109、上川107という数字が示されましたが、実際にそうした実感がありません。豊作による過剰で、農水省は加工向けなどに区分する集荷円滑化対策を初めて発動することになり、農業者は個々の収量に関係なく、個人の基準単収の7%を集荷円滑化対策米として出荷をし、JAが保管するということになります。一体この107という数字の根拠はどういった経過で決定されたものでしょうか。久しぶりの豊作も一般米の農家手取り1万円、この集荷円滑化対策米は来年まで2年かけて6,000円では、素直に喜ぶことのできない出来秋となりました。

営農意欲が低下し、来年の米づくりを中止したいとの声も聞かれるのですが、私はここで課

題として上げたいのは、農家の基準単収の設定であります。この設定が適正なのでしょうか。市が農家へ配分する基準単収が実際よりも低く設定されているために、過剰作付が原因となつて、少しの豊作でもこうした事態が生じるものと思うのですが、統計調査や農業災害とも深いかわりがあると思いますが、早い時期に実態に合った調整が必要と考えますが、御見解をいただきたいと思います。

以上未来ある土別の農業について、担い手が夢を持って新市を仕事と当面する諸課題について考え方を申し上げ、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたしますが、最初に私から新たな食料・農業・農村基本計画と新士別市農業の対応策にかかわる御答弁を申し上げ、上川の米、作況指数107の質問につきましては、経済部長から答弁を申し上げることにいたします。

お話のように、新しい基本計画における各種対策の中で、今最も注目をしなければならない施策が、これまではすべての農業者に対して作付品目ごとに支払われてきた麦作経営安定資金、あるいは大豆交付金、天災調整金などを廃止して、今後は諸外国との生産条件の格差を是正するために、品目別ではなく、認定農業者や集落営農など、国が定める一定の要件を満たす担い手の経営全体に着目した直接支払いを行う、いわゆる品目横断的政策の導入であります。そして、この要件を満たす認定農業者や集落営農を今後いかに確保、育成するかということが、本市はもとより全国的にも喫緊の課題となっているのであります。

そこで、新政策において一層重要となってくる認定農業者の要件について、関係機関がどのような役割を担って話し合いを進め、また本市においては認定の要件をどのように考えるのかというお話でございます。

本市におきまして、認定農業者の要件を定めている現在の基本構想は、旧両市町においてそれぞれ策定をされたものであるため、今年度中に新市としての構想を新たに策定するところでありますが、この策定に当たって、品目横断的政策を初めとする国の基本計画において、認定農業者が一層大きな位置づけとなること、更にはJA北ひびきは広域農協であるため、1市2町で認定基準が異なっている状況が続いては農業者に不公平感が生じることなど、今後における国の政策と本市地域における施策との調和を図るためには、各行政と農協、更には農業改良普及センターとが十分に協議を重ねることが重要となりますことから、本市が呼びかけ人となり、現在は士別地区農業振興連絡協議会として話し合いを進めているところであります。

協議の具体的な内容については、旧士別市の例で申し上げれば、1経営体当たりの所得目標は他産業従事者並みのおおむね700万円と設定しておりましたが、近年の社会情勢の変化から、この設定を実態に見合う額に引き下げようとするものであり、また認定農業者の要件となる各経営体の規模要件も、この所得目標額に応じたものに算定し直すことで、認定農業者数の増加を図るものであります。

今後におきましては、具体的な所得目標額の設定は、行政設定額に見合う経営規模の算定は

普及センター、農業者間の各種調整は農協など、それぞれの役割を果たしながら、ただいま申し上げた要件の見直しを基本として、1市2町における要件の一本化を目指すものでありますが、あわせて新たに導入となる品目横断的政策に対応できる集落営農のあり方などについても十分に協議を行うことで、新市農業・農村の活性化に資するものとなるよう努めてまいらなければなりません。

次に、農地利用の集積についてであります。お話にありましたように、平成14年第4回定例会におきまして、農畜産物価格の下落による収益性の低下と担い手不足などから、本市における農地保全のあり方を憂慮され、農地の利用調整、推進役として機能を有する公社や法人をつくるべきとの御提言をいただき、まずは北海道農業開発公社の農地保有合理化事業を活用し、公社事業を補完して、農地の受け手や農作業の受委託などの機能を果たすことのできる本市独自のあり方について幅広い論議を重ねる中で検討したい旨、御答弁を申し上げております。

そこで、その後の考え方についてであります。農地利用の集積と保全は、本市の農業と農村を活性化する上で重要な課題であります。担い手農家において規模拡大に対する限界感が始めていることに加え、新たな食料・農業・農村基本計画による施策の転換が本市の農業に及ぼす影響など、将来的な農地価格を予測することが困難という状況では、所有権移転による農地の集積は容易ではなく、また、米を初めとする農産物価格の低迷が続く中では、所有農地の拡大が逆に担い手農家の経営を圧迫しかねないだけに、この課題に対する対応は極めて難しいものがございます。

更に、農地の移動が鈍化傾向にある中で、高齢農家などは現状の労働力や農業機械装備に比較して、課題となった管理面積を適正規模にすることや、また、これらの農地に対して土づくりなどの積極的な投資も行えないという実態にあり、結果として生産性を上げることのできないという状況も明らかとなってきたわけであり、

このため、今後におきましては、こうした高齢農家などで過剰傾向にある農地を担い手農家に対して計画的に集積していくことが必要となります。高齡化などが急速に進む一方で、担い手農家における経営規模が相当程度に達している現状を考慮すれば、担い手農家を中心としながら、高齢農家や小規模農家も一定の農地を耕作するなど、農村全体で農地と農業を守ることが必要であり、農村全体での農地の集積と保全が可能となる農地管理システムを構築することが必要であると考えられます。

このため、関係機関などとも協議を重ねる中で、平成15年度から第2期農業・農村活性化計画において、新たな農地管理システムの基本方向を示し、16年度においては、この基本方向に基づいて、水田農業を中心としながら、農地全体の保全と担い手の円滑な土地集積を目的とする農地管理委員会を市内各地区に設立をし、また今年度は農用地利用改善事業の効率化を図るために、これまで大きな役割を担ってまいりました農用地利用改善組合の機能を関係各機関が担うシステムとするなど、その推進に努めてきたところであります。

また、現在実施中でありますつくも西地区を初めとする経営体育成基盤整備事業や、事業採

択を目指しております上士別地区国営農地再編整備事業などの農村整備事業は、担い手を中心とする集落経営体を構築することで農地の利用集積を図るものでありまして、これらの事業につきましても、精力的に取り組んでまいったところであります。

新たな食料・農業・農村基本計画による品目横断的政策が導入され、更には集落営農の組織化や法人化を主体として農業の構造改善が進む今日、新市における農地の利用集積を効果的に進めて、健全な農地を次の担い手に引き継いでいくためには、本市の農業と農村を取り巻く環境の変化に迅速に対応していくことが必要となっておりまして、

したがって、今後におきましても、ＪＡ北ひびきを初めとする関係機関、団体との連携を密にし、今後の農業政策とも調和した本市独自の農地管理を推進するとともに、これまでの提言の趣旨につきましても十分に検討いたしてまいりたいと存じます。

次に、新市における新たな士別市農業・農村活性化計画の策定についてであります。

本市の農業と農村が今日のように大きな時代の変化を乗り越えて発展するためには、これまで以上に農業者をはじめ農業関係機関、団体が一丸となって、新生士別市における市民の合意のもとで、農業経営の安定化に積極的に取り組むとともに、環境と調和した持続可能な農業システムを確立しなければなりません。このために、新市における活性化計画は「北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり」を基本方針とする新市建設計画との整合を図りながら、新時代を見据えた施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして策定し、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる農村を創造して、市民の創意で貴重な財産として将来に引き継ぐという活性化条例の目的を目指してまいります。

また、新計画は今後におきましても、市民各界各層、更には関係機関団体などの御意見を広く伺い、新市農業・農村の現状を把握をして、今日の状況から将来の方向を見通す中で、農業と農村が目指す姿となるために何を行われなければならないのかを明らかにするものであり、現時点において具体的なことを申し上げることはできませんが、旧士別市では、ただいまお話にございました現計画での土づくりや担い手の育成など基本方針に事業を展開してきたところでありますので、新市におきましても、この方針を基本としながら、御提言のございました新分野への進出、更には旧朝日町における農業の特性なども視点とした策定に当たってまいります。

なお、策定の時期についてであります。このことにつきましては合併前における両市町の協議において、旧朝日町は計画を持っていなかったことから、平成18年4月1日に新市全体の計画として再編をすることにいたしておりました。しかしながら、新計画の策定には平成19年度から導入される品目横断的な経営安定対策や米の産地づくり対策にかかわる新たな施策の動向、更には現在交渉の過程にありますWTOでの論議の進捗など、新市の農業施策に大きくかわる諸般の状況を十分に見据えることが不可欠でありまして、現段階で平成18年度中には策定作業を終えたいものと考えているものであります。

いずれにいたしましても、本市の基幹産業は農業でありますことは申し上げるまでもありま

せん。山居議員から、先日の一般質問におきましても、農村振興課頑張れというふうに激励をいただきましたので、農民連盟もしっかりと頑張れと、このことを申し上げて、きょうの答弁にかえさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から上川の米、作況指数107についてお答えをいたします。

まず最初に、今回の過剰米対策が発動される基準となりました上川支庁管内における作況指数が107となった経緯についてであります。

この指数につきましては、さきの寺下議員に御答弁申し上げましたように、農林水産省統計情報事務所における9月15日現在の実測数値と、あらかじめ設定した平年単収との割合により計算がされております。また、この平年単収であります。まずその年が平年並みの気象で、被害の発生も平年並みであると想定し、昭和54年度以降の実収量や気象データ、栽培技術の進捗、作付品種の傾向などの各条件に見合う補正を行い、全国、北海道、更に各支庁ごとに毎年度設定されるものであります。

そこで、本年度におけるこの平年単収の設定値が、全国では10アール当たり527キログラム、北海道では528キログラム、上川管内では549キログラムであるのに対し、今年9月の実測による作柄概況では、全国で536キログラム、北海道で574キログラム、上川管内で587キログラムであったことから、その割合としての作況指数が全国で102、北海道では109、本市を含む上川支庁で107となるわけであります。

次に、平成16年度から実施となりました農家への米の収量配分に伴う基準単収の設定方法についてであります。

この設定に当たっては、最初に統計情報事務所が本市における過去7年間の最高、最低を除いた5年間の平均値を算出し、これを基準単収として、北海道が全国ベースの生産目標から算出したものが本市の生産目標数量として示されます。本年度の生産目標数量と基準単収につきましては、士別では1万4,056トンで474.8キログラム、朝日では1,687トンで459.6キログラムとなっております。

次に、市の段階においてこれを個人へ作付配分するわけですが、その配分に当たっては、生産者個々においてそれぞれ立地条件や圃場条件が異なりますことから、共済組合における水稻引き受け単収を一部調整し、それを個人ごとの標準単収として配分しております。また、最終的には生産者から作付希望面積を聞き取り調査して、目標数量を個人ごとに配分しているところであります。

この配分の方法につきましては、各地区ごとに開催している生産者への説明会において合意を得たものであり、新年度においても基本的にこの方式により配分が行われるものであります。北海道による市町村配分や本市での個人配分で使用する算定用の単収が、ただいま申し上げましたようにそれぞれ統計情報事務所の基準単収と共済組合の標準単収となっております。

とから、今後は生産者の方々がこの単収の設定に不安を抱くことのないよう、次年度の作付に向けて十分に説明をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 4 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（西尾寿之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 小池浩美議員。

10番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、改定された介護保険制度にかかわってお聞きいたします。

介護保険制度の見直し案は、国会審議の中で数々の問題点が明らかになりました。例えば介護度が軽い人への家事援助は、その人の自立を妨げるとして、軽度の人への在宅サービス利用を制限するという政府案でしたが、その根拠が全く正しくなかったことが明らかになりました。

また、新たに筋力向上トレーニングなどの予防給付が提案されましたが、その効果はほとんど検証されていないということ、更には年金額を上回る利用料負担を強いられる場合も生じることなどが次々と明らかになりました。

私は昨年3月の第3回定例会及び本年3月の第1回定例会において、政府の見直し案は国の負担を少なくし、介護サービス利用をできるだけ抑えようとするもので、国民の願いに背を向けたものであり、到底認められないという立場から質問をして、この法案の本質を訴えてもきました。しかしながら、御承知のように、今年6月22日、国会において、与党と民主党の賛成多数で可決成立し、来年4月から施行されることとなりました。ホテルコストや食費の自己負担導入は、この10月1日から施行されております。

介護保険制度の実施主体、すなわち実施に当たっての責任は地方自治体にあります。保険料の制定、利用料の軽減策、あるいは在宅支援の独自サービスの実施など、自治体の裁量で実現できる施策は少なくありません。住民の立場に立った独自施策や制度運用は可能であり、住民生活を守るための最大限の努力をされるよう求めるものであります。

私ども日本共産党は、8月に市民の皆さんにお願いして、国の政治や土別市政についてのアンケートをとりました。その中で、高齢の方々からは、とにかく税金を安くしてほしい。介護保険はなくしてほしい。介護保険料も払って、病院代も払って、とても苦しい。国保税は高過ぎる。年をとってこんな生活はみじめ過ぎるなどの悲痛な声が寄せられております。

今や小泉内閣の構造改革によって、介護保険の改悪のみならず、老年者控除の廃止、市民税の非課税措置の廃止、あるいは医療費の改悪による負担増など、65歳以上の少ない年金暮らし

の高齢者には耐えがたい痛みが押し寄せています。改悪された介護保険制度の中で、少しでも市民の負担を軽くするためのきめ細かい施策を求めてお聞きいたします。

本市では、平成15年3月から介護保険制度での要介護認定者への障害者控除を実施していますが、この年の認定書発行は23件とお聞きしています。本年の確定申告終了時では、障害者控除の認定書発行は全部で何件となっているのでしょうか。また、このことを継続的に市民に周知徹底するべきと考えますが、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

国においては、低所得者の負担を軽減するための措置が幾つか用意されています。また、本市においても、独自の軽減策を実施しており、一定評価されるものです。しかしながら、税制改悪の影響で、市民税非課税から課税に変わったため、これらの軽減制度を利用できなくなる人が出てきます。介護保険料や介護サービス利用料がはね上がる、あるいは高齢者福祉での除雪サービスや介護用品支給などのサービスが受けられなくなる人が出ると考えられます。このことについては、本年第2回臨時議会でもお聞きし、今までどおりのサービスを受けられるようにするべきだと求めましたが、補助基準のたががあって難しいとし、第3期介護保険事業計画策定の中で可能性を探るといふ御答弁をいただいています。

国の税制改悪によって、保険料段階が一気に2段階アップする高齢者への軽減措置を初め、低所得者への負担軽減策を強く求めますが、どのような対策をお考えでしょうか、お聞かせください。

第3期介護保険事業計画の策定作業が進められていますが、厚生労働省は地域支援事業と新予防給付の実施により、介護サービス利用者を縮減しようとしており、その数値目標を自治体へ押しつけています。また、施設サービスや居宅サービスの利用者を1割カットしようとする整備計画は、特養ホーム待機者が34万人という深刻な実態を見ないものです。

第3期事業計画は、厚生労働省の数値目標に合わせるのではなく、地域の高齢者や事業者の実態に基づいて作成しなければなりません。そのためには、利用者、事業者、地域住民が計画策定に参画し、意見が十分反映される方法をとるべきだと考えますが、どのように取り組まれているのでしょうか、お聞かせください。

高齢者世帯の60%は年収300万円以下であり、現在の保険料水準でも大変重い負担となっています。その上、老年者控除の廃止や年金控除の縮小など、昨年からの税制改悪で、収入は変わらないのに税や保険料などの負担は増大しています。更なる保険料の引き上げは高齢者の生活実態から見れば限界を超えるものと言えます。介護保険料のこれ以上の引き上げをしないように求めますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

来年の4月から新予防給付事業が実施されることになっていますが、急ぐことはないと考えます。その予防効果を十分に検証し、準備を行い、住民の合意を得て実施体制が整うまでは実施しないことを求めますが、どのようにお考えでしょうか。また、筋力トレーニングなどの予防メニューは、本人が希望しない場合はケアプランに含めないなど柔軟な対応をとるように求めますが、どのようにお考えでしょうか。

地域支援事業は今までの老人保健事業、介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業の3つを再編して創設されるもので、これらのどの事業にも介護保険制度はなじまないものです。にもかかわらず、これまで公費で行われていたものが介護保険給付費の3%を使って行うとしています。地域支援事業の財源は公費を基本とし、保険料からは支出するべきではありません。また、利用者から利用料を徴収せず、自治体の公的責任で行うことを求めますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、石油高騰による深刻な影響とその対策についてお聞きいたします。

この1年間でガソリンは1割以上、軽油、重油、灯油は3割以上も急騰し、石油製品に依存する事業者への影響は大きいものがあります。また、灯油需要期を迎えて、灯油価格の高騰、在庫量の不安は市民生活へ大きな影響を与えるとともに、深刻な社会問題となっています。

このような情勢から、過日、我が党は原油高騰から市民生活を守る施策を求めて田辺子市長へ申し入れを行ったところです。北海道保健福祉部によりますと、9月1日現在、本年度福祉灯油の実施を予定しているのは48市町村とのことです。10月に入ってもっと増えているかもしれません。本市においては、昭和48年のオイルショックのときと平成3年の湾岸戦争のときに福祉灯油を実施しています。昨年の今ごろも需要期を前にして灯油価格は前年同期の価格より1リットル当たり7円から12~13円の値上がりとなり、私は昨年11月の決算特別委員会において、福祉灯油の実現を求めてきました。そのときは、財政難を理由にできないとの御答弁であり、ほかの自治体の対応も参考にして考えるとのお答えになっております。

そこで、お聞きしますが、福祉灯油についてどのように検討されてきたのか、お知らせください。

今年の値上げ幅は昨年同期と比べて1リットル当たり12円から20円であり、北海道消費者協会の試算によりますと、一般家庭で1年間3万円から4万円の出費が増えることが明らかになっています。今年こそ低所得者に対して福祉灯油を実施することを求めますが、お考えをお聞かせください。

また、僻地保育園や私立無認可保育園などの運営委託費及び運営補助金に対して、灯油高騰分をスライドして増額支給するべきと考えますが、今年の冬はどのように対応されるのでしょうか、お聞かせください。

消費者が悲鳴を上げている中で、石油元売はしっかり利益を上げています。出光を除く大手3社、コスモ石油、新日本石油、新日鉱は3月期連結決算の経常利益で2.8倍から3.7倍にもなっています。日本経済新聞によりますと、3社とも純利益は過去最高を記録した。利益増の要因は、やはり原油高によるところが多い。原油価格上昇前の割安な在庫の使用と石油製品の値上げが売り上げに貢献したと解説しています。

市として、石油元売に対して在庫の確保と安定供給を求め、便乗値上げや売り惜しみをやめ、価格の引き下げをするよう強く求めるべきですが、お考えをお聞かせください。

次に、どの子にも確かな学力と自信をつける少人数学級の拡充を求めてお聞きいたします。

今や少人数学級の実現は国民的な世論であり、世界でも常識となっています。1学級の定数をかたくなに40人としてきた文部科学省ですが、平成13年から徐々にではありますが、学級編製の弾力化を図るようになってきています。平成16年度からは義務教育国庫負担制度において、総額裁量制が導入されたこともあり、16年度では全国42の道府県で、また17年度では45の道府県で全学年または一部の学年で少人数学級が実施されています。北海道では平成16年度から少人数学級実践事業として、小学校第1学年と第2学年を対象に114校で35人学級が実施されています。

そこで、お聞きしますが、本市においても少人数学級実践事業に取り組まれていると聞きますが、平成16年度及び17年度での取り組みの対象校や対象学年、学級編制など、その実態をお知らせください。また、取り組んだ結果、少人数学級実施による教育効果をどのように判断、評価されているのかをお聞かせください。

来年度、平成18年度の入学児童数が71人以上であれば、当然少人数学級実践事業に取り組むべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、来年度の入学児童数から予測して、対象となる学校、人数及び35人学級で編制した場合の学級数と人数をお知らせください。

北海道の少人数学級の対象は、今は小学校1学年と2学年だけに限られていますが、本来ならば小学校から高校まで、すべての学年が少人数学級に35人以下の学級になってこそ、先生の目が行き届き、子供たちの学力も自信もつく教育が実現するのではないかと考えます。特に、不登校や不良行為など一番問題の起きやすい中学生こそ、ゆとりある行き届いた教育が必要と考えます。

そこで、お聞きしますが、16年度と17年度の中学校第1学年の人数や学級数はどうだったのか。また、18年度入学予定者の実態はどうなのか。仮に35人学級が実施されるなら、学校や人数、学級編制などはどうなるのかをお聞かせください。当面中学校第1学年をこの事業の対象として拡大するように北海道に求めていくべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

もう間もなく市長と語る会がスタートするとのことですが、ああいう場ではなかなか市民の本音が出てきません。しかしながら、市長をはじめ職員の皆さんには、市民が何に苦しんでいるのか、市政に何を期待しているのか、その声なき声をしっかり酌み取る努力をしていただきたいと心から願うものです。

夕食が終わったら、早々に布団に入り、テレビも見ないという年金暮らしの方、夏場は少し仕事があったが、冬になると無収入で、年金をもらう年齢でもなく、生活保護に頼るしかないのかと悩む方など、先行きが余りにも暗くて不安にさいなまれている高齢者や市民が少なくありません。今、市民が置かれている現実をしっかりと見据え、地方自治の本旨である温かい福祉政策を中心に、新しいまちづくりに邁進されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に、石油高騰から暮らしを守る施策に関する答弁につきましては、私から申し上げますが、国の介護保険制度に関する質問につきましては保健福祉部長、少人数学級の拡充につきましては教育委員会の方から答弁をしていただきます。

原油価格の高騰で、ガソリンを初め軽油、灯油などの価格が大幅に上昇しており、市民生活や事業者への影響、更には公共施設や除雪車の燃料費が大幅に膨らむのは必至の情勢でありまして、地方自治体の財政にも大きく影響を及ぼしております。

まず、福祉灯油についてであります。小池議員のお話のとおり、本市では過去2回福祉灯油を臨時的に実施してきた経過がありますが、1回目は昭和49年の第1次オイルショック、2回目は平成2年の湾岸戦争に伴う灯油価格が高騰した折、1世帯につき1万円を社協が決定した歳末助け合い慰問金支給対象の要保護世帯に対して、平成3年2月に実施したものであります。

そこで、市内における灯油価格の状況であります。昨年の10月現在では平均56円程度でありましたが、本年度になってから徐々にこれが上昇して、10月20日現在では平均で74円程度となっております。昨年のほぼ同時期と比較をいたしますと18円程度上昇しており、今後需要期に入りますと、まだ値上がりする可能性もあります。

先般は日本共産党土別市議員団から、原油高騰にかかわって緊急の申し入れがございました。その中で、生活保護世帯や低所得者世帯について、実態を調査するよう求められたところであります。低所得者世帯については、一般的には非課税世帯を指していると思っておりますが、低所得者非課税を調べるとしますと、税の申告については個人の申告のため、世帯単位で課税世帯か非課税世帯かの把握は困難な状況にもございます。また、生活保護世帯につきましては、10月17日現在187世帯であり、11月から3月までの5カ月間、冬期加算額が支給されますが、その支給額は1人世帯で約2万円、2人世帯で約2万5,000円、3人世帯で約3万円、4人世帯で3万5,000円となっております。

次に、道内で平成17年度福祉灯油を実施するところは48市町村がありますが、市では江別市、帯広市、釧路市及び稚内市の4市となっております。その内容を申し上げますと、江別市では生活困窮世帯に対し、世帯構成員1名につき5,000円と1世帯につき200リットルの灯油を支給する。帯広市では生活保護世帯をはじめ、歳末助け合い義援金配分世帯、母子世帯、高齢者世帯などに対して、帯広地方石油業協同組合等が1リットル当たり4円の割引券を交付。釧路市では80歳以上の高齢者世帯、母子世帯、重度の身障者世帯などに一律3,000円を支給。稚内市では高齢者世帯及び重度の身障者世帯に150リットル、母子世帯に100リットルの灯油を支給するとのことでありまして。

更に、昨年11月の決算審査特別委員会でも、福祉灯油について小池議員から御質問がございましたが、どのように検討されたかとのことでありまして。昨年は秋以来、1リットル当たり56円から57円で推移してまいりましたし、道内各市の実施状況を見ましても、福祉灯油を実施している市が少なかったこと、更に本市の財政状況も考慮して実施しなかったところでありまして。

そこで、今年こそ低所得者世帯に対して福祉灯油を実施すべきでないかとのことでありますが、今地方自治体の財政は、申し上げましたように非常に厳しい状況にありますし、灯油価格の高騰については、急激な中国の経済成長、アメリカを襲った大型ハリケーンによります石油施設の損壊、更には中東の政情不安から、当分の間は原油価格は高値で推移することが予想されるわけでもあります。

先般、夕張市で開催されました平成17年中期北海道市長会定期総会に私も出席をしておりましたが、石油価格高騰の件も議題に上り、事業者や生活者への影響が大きいことから、北海道として石油元売各社に対して、売り惜しみや便乗値上げなど絶対ないように申し入れをしていただきたい旨、北海道市長会として知事に対して要請することとしたわけであります。

このように自治体を初め市民団体及び中小企業などの要望がますます強まってくるものと思われましますし、道としても各種物価などの影響を考えますと、何らかの方策をとられると思慮されますので、今後年末に向けて各市の動向や需要期の価格の推移を見守りながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、僻地保育所や市立認可保育所への運営に係る委託費及び補助金に対する灯油高騰分の増額支給についてお尋ねがございました。

今年のように急激な値上がりをしている灯油につきましては、保育所の運営を圧迫しかねず、本市といたしましても憂慮しているところであります。僻地保育所につきましては、土別市僻地保育所条例に基づき、管理の委託を行っているところであります。委託料については、保育士の給与費や教材費などは一定の基準を設け、また光熱水費につきましては、実績報告に基づいて、実態に見合うように積算をしているところでありますが、今後におきましては、灯油価格が著しく変動を生じた場合には、年度内に管理運営委託契約の変更も視野に入れ、対応したいと考えております。

次に、市立認可外保育所についてであります。市立認可外保育所運営事業費補助金交付要綱に基づき、運営に対する補助を行っているところでありますが、この要綱の中で、冬期暖房料につきましても補助の基準を設け、灯油単価にあつては市内の実勢価格で算定することとし、これらを踏まえて、3月に精算払いをすることにしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私からは国の介護保険の改正にかかわって、市民を守る施策について御答弁申し上げます。

初めに、要介護認定者の所得控除にかかわる認定書の交付件数のお尋ねでございますが、認定書を障害事由に変更がない限り有効として、期限を定めずに交付を行っておりますことから、平成15年申告部分で27件、16年申告部分で24件、17年申告部分で9件、合わせて3年間で61件の交付をいたしております。

次に、周知徹底を図るための取り組みについてのお尋ねであります。認定書の申請忘れや手続簡素化のため、期限を限定しない認定書の交付や広報しべつによる周知とともに、税務課の年末調整説明会や確定申告会場におきましても、介護認定を受けている場合の障害者控除について説明を行いまして周知を図っているところでございます。

次に、本市独自の負担軽減対策についてであります。年金課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止により、市民税が新たに課税となる方、また新たに課税となる方が同世帯にいる市民税非課税者の介護保険料やサービス利用料の段階は上昇することとなりますが、非課税限度額廃止につきましては、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることから、介護保険におきましてもそれを踏まえ、保険料や利用料の負担団体を段階的に引き上げる激変緩和措置が設けられることとされております。

また、平成18年度からは保険料段階が細分化され、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方につきましては、現行の第1段階と同額の保険料となることから、より低所得者へ配慮した保険料負担となるものと考えております。

なお、低所得者に対する保険料の本市独自の負担軽減対策は、合併前の軽減対策をそれぞれ継続して行っているもので、これら軽減対策につきましては、合併協議の中で、第3期介護保険事業計画において、国の制度を見きわめながら再編することといたしております。

また、このたびの税制改正に伴って、高齢者福祉での除雪サービスや介護用品支給サービスなどが受けられない方が出るのではと懸念されるわけではありますが、これら事業の取り組みにつきましては、介護保険制度当初より道の間接補助事業であります介護予防地域支え合い事業により実施してきたところであります。

介護用品支給事業につきまして、市民税非課税世帯という制約がありますことから、税制改正に伴って多少影響が出てまいりますが、除雪サービスについて申し上げますと、該当収入基準を生活保護法の1.2倍以下、例えば65歳の単身世帯で107万3,000円以下の方々を対象となっておりますので、税制改正で課税収入が引き下げられたといたしましても、引き続き非課税世帯となり、対象者には影響ないものと考えております。

次に、第3期介護保険事業計画についてであります。まず市民の意見を反映するための手法として、無作為抽出によるアンケート調査を実施いたしましたところであります。対象者は介護認定を受けていない高齢者に対して、特に食生活や検診等の受診についてや、保健福祉サービスの利用意向についてなどを中心とした設問を850人に配布し、73.5%の方から回収を行っております。

また、在宅サービス利用者には、要介護度について、介護が必要となった原因となる疾患などについて、介護保険サービスの利用について、介護予防サービスの利用の意向、及び介護者に対しては、介護者の状況についてなどを調査項目に掲げ、523人に配布し、62.3%と高い回収結果となっており、一般高齢者や要介護者の意見が集約されたアンケート調査であったと判断をいたしております。

一方、事業者につきましては、5月から7月にかけて介護サービス事業所6カ所に対し、聞き取り調査を実施いたしました。事業者の意見の集約に努めてまいったところであります。また、地域住民を対象者としましては、民生委員、高齢者福祉部会、在宅介護相談協力員及び自治会の老人クラブや婦人部の方々に対して、昨年から今日まで市民ふれあいトークなどにより9カ所で実施し、約220名の参加を得て介護保険制度等の情報提供と、あわせて情報交換等を行ってまいりました。

今後の策定作業におきましては、保健、医療、福祉の総合的な協議機関であります土別市保健・医療・福祉対策協議会を通して、市民の意見を初め、利用者や介護者の意見が反映された計画となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第3期介護保険事業計画期間の介護保険料についてであります。現在の第2期介護保険事業計画の基準保険料額が月額3,142円であり、朝日町については4,300円であることから、今後策定する第3期計画期間中の保険料額については、ある程度上昇するものと見込んでおります。10月からの施設給付費の見直しにおいて、負担の公平性という観点から、介護保険施設等における居住費、食費について、在宅の方と同様、保険給付費の対象外となり、介護に関する部分に給付の重点化が図られたところであります。

また、低所得者の方に対し過重な負担とならないよう、特定入所者介護サービス費が創設されたことにより、所得に応じた定額の負担限度額を設け、低所得者の負担の軽減を行ったところであります。このことにより、施設にかかわる保険給付費はある程度減少する見込みとなりましたが、今後高齢化が進行する中で、サービス受給者数は増加するものの、保険料については若干の上昇にとどまることが予測されます。そこで、介護報酬の改定など今後国から示される内容を踏まえた上で、準備基金の活用も視野に入れ、適切な保険料額の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、新予防給付についてであります。新予防給付の考え方は、現行の要支援のすべての方及び要介護1のうち、身心の状態が安定してない方や認知症などにより新予防給付の利用にかかわる適切な理解が困難な方を除いたもの、そして、改善可能性の高い方を対象者として考えられております。

新予防給付のメニューは、既存のサービスを見直して提供するのか、あるいは新たなサービスを導入するのか、既存のサービスのプログラムに一部取り組むのかなど、現在モデル事業の結果を踏まえて検討されているところであり、まだ国から新予防給付の内容は示されていない状況であります。今後、国の審議会でサービスメニューの方向性が示されてきますので、その内容を精査し、実施時期、実施期間及び実施内容を検討いたします。予防の効果が十分期待できるサービスを提供してまいりたいと考えております。

また、筋力トレーニングなどの新予防給付のサービスにおいては、他のサービスと同様、利用者の選択が基本でありますので、事前に十分な説明を行い、理解をいただいた上で、同意に基づくサービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

次に、地域支援事業についてであります。現在実施いたしております老人保健事業、介護予防地域支え合い事業及び在宅介護支援センター運営事業を再編して、地域支援事業として改正介護保険法に位置づけがなされるところであります。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業の3つの事業に分けられており、介護予防事業の財源としましては、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、第1号被保険者19%、第2号被保険者31%とされ、包括的支援事業と任意事業は国40.5%、都道府県20.25%、市町村20.25%、第1号被保険者19%とされております。このように財源構成につきましては、公費と保険料からの支出が予定されておりますことから、こうした考え方で介護保険事業計画に盛り込まなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、利用料の徴収についてであります。市町村が実施する地域支援事業のうち、介護予防事業の内容が現時点では詳細に示されておられませんので、今後国の関係審議会等で協議がなされてから示されると考えておりますので、その内容を十分精査し、さきにも申し上げましたが第3期介護保険事業計画を策定する中で検討すべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 少人数学級の拡充にかかわる御質問につきまして、私からお答え申し上げます。

これまでの学級編制及び教職員の配置につきましては、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、数次にわたる定数改善の結果、平成3年に全国すべての学校で40人学級の実現が図られてきたところでございます。

一方、近年の急激な社会変化に伴い、不登校をはじめ生徒指導上の問題、更には学力の面だけではなく、人間関係づくりなどを含めまして、学級に基づく集団生活、指導になじめない児童生徒が増えているのも現状でございます。

このため、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中であって、全国一律に画一的な取り組みを進めるのではなく、子供たち一人一人を大切に、子供たちの学習状況などの実態や地域の実情に合った効率的な指導が求められておりますことから、小池議員のお話のとおり第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施によりまして、学級編制の弾力化や総額裁量制の導入と全国的に少人数指導、少人数学級の取り組みが進められたところでございます。

そこで、お尋ねの少人数学級実践研究事業でございますが、この制度は小学校低学年における基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着、学校生活の円滑な適応等を図るために、研究校を指定しまして、効果的な指導方法のあり方について、実践的な研究を行うとされているものでございます。

対象学年は小学校1学年及び2学年とし、研究実施年度の4月1日現在、学級編制基準規則により算定した学級数が2学級以上で、1学級当たり児童数が35人を超える学校とされてお

まして、16年度から開始された制度でございます。

御質問の16年度及び17年度での本市の対象校につきましては、2カ年とも土別南小学校が対象校となっております。16年度は第1学年のみの対象でありまして、児童数は74人が在籍しておりましたので、お尋ねの40人標準学級の場合では2学級となり、各37人の在籍となりますが、35人編制を実施した結果、3学級編制となり、24名在籍が1学級、25名の在籍が2学級となったところでございます。

更に、17年度からは第2学年も当事業の該当となりましたことから、第2学年は73人の在籍でありましたので、標準学級の場合では37人と36人の2学級編制となりますところを、35人学級編制を実施しまして、24人在籍が2学級と25人在籍が1学級の計3学級となったところでございます。

少人数学級実施による教育効果の評価についてでございますが、学習面では平仮名や数などの入門期に当たりまして、一人一人の丁寧な指導が行われたこと、個別の指導の時間確保が容易であったこと、作品の添削や成績の処理など教員の事務的な作業時間が減ることにより、児童に対しきめ細かな対応ができたほか、友人関係の指導や一つ一つの基本的な生活習慣の指導にゆとりを持って行えたなど、教育効果は大きなものがあつたと思っております。

次に、18年度の入学児童数が71人以上であれば、引き続き取り組むべきと考えるがどうかとの御質問でございます。また、18年度の取り組みについてのお尋ねでございますが、来年度の少人数学級実践研究事業につきましては、北海道教育委員会からまだ通知が来ておりませんので、確定したお答えはできませんが、引き続き事業が継続されるものであれば、道教委に事業指定を積極的に要請してまいりたいと考えております。

制度が本年度と同じ内容になりますと、対象校は土別南小学校の第1学年が対象となります。入学予定者は76名でありますので、35人学級編制をした場合は、26人在籍が1学級と25人在籍が2学級の計3学級が見込まれているところでございます。

次に、中学校1年生こそゆとりある35人学級を必要と考えるが、仮に16年度、17年度並びに18年度の入学予定の1年生で35人学級を対象とした場合、該当する学校、人数及び学級数についてのお尋ねがございました。

16年度及び17年度は該当する中学校はございませんでしたが、来年度は土別中学校が第1学年が79人、土別南中学校が74人の入学予定者となっておりますことから、標準学級では土別中学校第1学年は40人と39人の2学級に、土別南中学校は第1学年は37人在籍の2学級となります。仮に35人学級編制の場合は、土別中学校は27人在籍が1学級と26人在籍が2学級の計3学級に、土別南中学校では25人在籍が2学級と24人在籍が1学級の計3学級の編制となるところでございます。

また、中学校第1学年をこの事業の対象にするよう北海道教育委員会に対し求めていくべきではないかとのお尋ねでございますが、さまざまな課題を抱えるそれぞれの生徒の実情に応じた細やかな指導を行い、真の確かな学力など生きる力を身につけさせるためにも、中学校にお

ける少人数学級の実現は、私も望ましいものと考えておりました、今までも全道都市教育長協議会などを通じまして要請してきたところでございます。

このような中から、本年10月3日に文部科学省が設置しております教職員配置等のあり方に関する調査研究協力者会議が最終報告を行いまして、その中で学級編制の仕組みの改善としまして、学校現場の判断により、地域や学校の実情に合わせた指導形態、指導方法や指導組織とするために、義務教育標準法による教職員の標準定数について、都道府県ごとの算定から市町村ごとに算定を改めることや、学校現場の判断で学級編制が弾力的にできるよう、また、これまで例外的な措置とされておりました40人を下回る学級編制が自由に選択できる制度とすることが必要と指摘されているところでございます。

更に、18年度から開始予定の第8次公立義務教育諸学校教職員定数計画におきましても、学力向上のため少人数教育の充実を図る職員定数の改善等が折り込まれているところでもございます。このように少人数学級につきまして、さまざまな動きが出ておりますことから、今後とも新たな制度の動向を踏まえまして、できる限りの対応、取り組みをとってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（西尾寿之君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午後2時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時17分散会）